

○職員 of 修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例

平成十七年三月二十五日

福島県条例第十四号

改正 平成一八年三月二二日条例第五九号

平成一九年一二月二五日条例九五号

平成二二年三月二三日条例第七号

平成二六年三月二五日条例第一二号

令和元年七月九日条例第四号

職員 of 修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例をここに公布する。

職員 of 修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例

(修学部分休業)

第一条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十六条の二第一項に規定する修学部分休業（以下「修学部分休業」という。）の承認は、一週間を通じて職員 of 勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年福島県条例第四号。以下「勤務時間条例」という。）第二条の規定による当該職員に係る一週間当たりの勤務時間に二分の一を乗じて得た時間を超えない範囲内で、職員 of 修学のため必要と認められる時間について、五分を単位として行うものとする。

2 法第二十六条の二第一項 of 条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学及び高等専門学校
- 二 学校教育法第百二十四条に規定する専修学校
- 三 学校教育法第百三十四条第一項に規定する各種学校
- 四 その他人事委員会規則で定める教育施設

3 法第二十六条の二第一項 of 修学に必要なと認められる期間として条例で定める期間は、二年とする。

4 職員が修学部分休業 of 承認を受けて勤務しない場合には、職員 of 給与に関する条例（昭和二十六年福島県条例第九号）第十二条の規定にかかわらず、その勤務しない全時間について一時間につき、給料 of 月額（給料 of 調整額及び教職調整額を含む。）並びにこれに対する地域手当、給料 of 特別調整額、定時制通信教育手当、産業教育手当及び農林漁業普及指導手当、義務教育等教員特別手当及び初任給調整手当並びに人事委員会規則で定める手当 of 月額 of 合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

5 任命権者は、修学部分休業をしている職員が、次に掲げる事由に該当するときは、当該修学部分休業の承認を取り消すものとする。

一 修学部分休業に係る教育施設を退学したとき。

二 正当な理由なく、修学部分休業に係る教育施設を休学し、又はその授業を頻繁に欠席しているとき。

三 当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たとき。

(平一八条例五九・平一九条例九五・平二二条例七・平二六条例一二・一部改正)

(高齢者部分休業)

第二条 法第二十六条の三第一項に規定する高齢者部分休業（以下「高齢者部分休業」という。）の承認は、一週間を通じて勤務時間条例第二条の規定による当該職員に係る一週間当たりの勤務時間に二分の一を乗じて得た時間を超えない範囲内で、五分を単位として行うものとする。

2 法第二十六条の三第一項の高年齢として条例で定める年齢は、職員の定年等に関する条例（昭和五十九年福島県条例第三号）第三条本文又は第一号若しくは第二号に規定するそれぞれの年齢から十年を減じた年齢とする。

3 前条第四項の規定は、職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合について準用する。

4 高齢者部分休業の承認を受けて職員が一週間の勤務時間の一部について勤務しなかった場合には、その勤務しなかった期間の二分の一に相当する期間を福島県職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年福島県条例第三十五号）第九条第一項から第五項までの規定により計算した在職期間から除算する。この場合において、同条第六項中「前各項」とあるのは「前各項及び職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例（平成十七年福島県条例第十四号）第二条第四項」と、同条第八項中「前各項」とあるのは「前各項及び職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例第二条第四項」とする。

5 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、当該高齢者部分休業の承認を取り消し、又は当該休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた一週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）を短縮することができる。

6 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該休業時間の延長を承認することができる。

(平二二条例七・平二六条例一二・令元条例四・一部改正)

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年条例第五九号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年条例第九五号）

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十六号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（施行の日＝平成一九年一月二六日）

附 則（平成二二年条例第七号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第三項の規定は、公布の日から施行する。

（職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

3 施行日以後において第四条の規定による改正後の職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例（以下「改正後の部分休業条例」という。）第一条第一項に規定する修学部分休業又は第二条第一項に規定する高齢者部分休業をするため、改正後の部分休業条例第一条第一項又は第二条第一項の承認を受けようとする職員は、施行日前においても、改正後の部分休業条例第一条第一項又は第二条第一項の規定の例により、当該承認を申請することができる。

4 この条例の施行の際現に第四条の規定による改正前の職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例第一条第一項に規定する修学部分休業又は第二条第一項に規定する高齢者部分休業をしている職員に係る当該休業の承認は、施行日の前日を限り、その効力を失うものとし、施行日に、施行日から当該休業の期間の末日までの間において任命権者が当該職員の意見を聴いた上で定める内容の改正後の部分休業条例第一条第一項に規定する修学部分休業又は第二条第一項に規定する高齢者部分休業をすることの承認があったものとみなす。

附 則（平成二六年条例第一二号）

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（令和元年条例第四号）

この条例は、公布の日から施行する。